

●交通事故にあったら（第三者行為による介護保険サービス利用）

交通事故に遭って負傷したことが原因で、介護（介護予防）サービスの利用が必要となった場合であっても、他の場合と同じように、介護保険の要支援・要介護認定を受けた上で、介護サービスをご利用いただけます。

通常、介護サービスの利用に関しては、実際にかかる費用のうち、**1割～3割分を利用者（被保険者）が負担し、残りの9割～7割分を介護保険（保険者＝市）が負担（保険給付）**します。

しかし、**交通事故を原因としたサービス利用の場合**は、原則として、その費用全体について、**加害者がその過失割合に応じて負担**すべきものです。

そこで市は、9割～7割分（保険給付）のうち、加害者が負担すべき分を、まずは加害者に代わって介護サービス事業者へ立て替え払いをし、**あとで加害者に請求**することになります（市は、請求に関する一連の手続きを「**神奈川県国民健康保険団体連合会**」に委任します。）。

つきましては、被保険者（被害者）の方には、次の書類をご用意いただきますとともに、示談等に伴い、市の立て替え払い分に相当する金銭を加害者から受領した場合は、必ず市へご連絡くださるようお願いいたします。

【ご用意（ご提出）いただく書類】

書類区分	作成者（発行者）	説明
1. 交通事故証明書	自動車安全運転センター	交通事故の発生を証明する書類です（1通540円）。インターネット又は、郵便振替による請求もできます。
2. 第三者行為による被害届	被害者（ご本人）	第三者行為（交通事故）による介護サービス利用であることを届け出いただくための書類です。
3. 事故発生状況報告書	被害者（ご本人）	事故の状況等について、 <u>できる限り詳しく記入</u> してください。
4. 念書兼同意書	被害者（ご本人）	被害者（ご本人）が、相手方（加害者）に対して有する「損害賠償請求権」のうち、 <u>市が一時負担した費用を相手方に請求する権利を取得すること等</u> について同意していただくための書類です。
5. 誓約書	<u>加害者</u> （又は加害者側の保険会社）	市が一時負担した費用を賠償することを、加害者（又は加害者側の保険会社）に誓約していただくための書類です。相手側に作成を依頼してください。
6. その他	—	他に参考となる書類等がありましたら、必要に応じて添付してください。

250-8555

神奈川県小田原市荻窪300番地

小田原市役所 福祉健康部高齢介護課 介護給付係

（電話）0465-33-1827

（FAX）0465-33-1838